

理事の職務権限規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人とっとりコミュニティ財団（以下「この法人」という。）の定款第25条の規定に基づき、理事の職務権限を定め、業務の適法かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

(代表理事の職務権限)

第2条 代表理事の職務権限は、法令等に定めるもののほか、別表のとおりとする。

(業務執行理事の職務権限)

第3条 業務執行理事の職務権限は、法令等に定めるもののほか、別表のとおりとする。

(雑則)

第4条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、2025年5月9日より施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、2025年12月1日より施行する。

別表（第2条及び第3条関係）

項目		決裁権者	
		代表理事	業務執行理事
経 理	事業計画及び予算の案作成に関する事	○	
	事業報告及び決算の案の作成に関する事	○	
人 事	人事及び給与制度の立案に関する事	○	
	重要な使用人以外の者の任用に関する事	○	
契 約	契約の締結	○	
支 出	契約の金額の範囲内の支出		○
	法人の規程等に基づく支出または日常業務に必要な支出（旅費交通費等）		○
	法人の規程等に基づく支出または日常業務に必要な支出以外の支出	○	
基 金	冠基金の設置に関する事	○	
	テーマ別基金の設置に関する事	○	
助 成	助成要項の作成と決定に関する事	○	
	助成金支給決定に関する事	○	
	助成金の支給に関する事で、助成決定後の助成金支給（随時交付など）に関する事		○
寄 附	当財団が行う寄付に関する事	○	
	特に重要な寄付の受入に関する事	○	
その他事業	特に重要な事業の実施に関する事	○	
	その他の事業の実施に関する事		○
総 務	出張に関する事		○
	職員の教育・研修に関する事		○
	渉外に関する事		○
	福利厚生に関する事		○
法 務	訴訟に関する事	○	
文 書	外部に対する文書発簡（特に重要なもの）	○	
	外部に対する文書発簡（特に重要なもの以外のもの、または決裁後に随時発簡するもの）		○

（注）本表にかかわらず、業務執行理事の不在時等、業務執行理事がその決裁権限を行使できない場合において、代表理事が業務執行理事に代わり決裁を行うことは差し支えない。